

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商号) (株)ナカニシ工業 (所在地) 福岡市西区田尻東1丁目18番18号 (代表者) 代表取締役 仲西 利寿 (本市登録) 登録業種: 工事 (一般土木D) : 委託 (建築物清掃、その他清掃) 業者番号: 31532
措置内容	令和5年9月21日から6カ月間の競争入札参加停止 (令和6年3月20日まで)
根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第1号 (虚偽記載) 別表第1第4号ウ (契約違反等)
事件概要	1 発注状況 (1) 件名 主要地方道福岡志摩前原線 (大字小田) 道路改良工事 (2) 契約日 令和5年2月20日 (3) 履行期間 令和5年2月21日から令和5年7月15日まで (4) 契約金額 6,994,900円 (税込) (5) 発注課 西区地域整備部土木第2課 2 経緯 上記業者は、当該案件において実施すべき現場環境改善を実施していなかった。加えて、工事写真のデータを合成することにより、当該現場環境改善を実施したかのように偽装し、完成通知書に添付して本市に提出したもの。

問い合わせ先: 財政局財政部契約監理課 小池
TEL 711-4306 (内1572)

○福岡市競争入札参加停止等措置要領

別表第1 事故等に基づく措置基準

(虚偽記載)

- 1 本市の発注するものの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札等において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、若しくは施工体制台帳その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

【当該認定をした日から1カ月以上6カ月以内】

(契約違反等)

- 4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約に関し、次に掲げるア、イ又はウに該当すると認められるとき。
ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当

【事実を知った日から1カ月以上4カ月以内】